

「冬期型災害」に気をつけよう！ 冬の転倒災害対策

◆冬は労働災害が多発する季節

冬期は、凍結による転倒、転落や自動車のスリップや視界不良による交通事故、暖房器具等による一酸化炭素中毒など特有の労働災害（冬期型災害）の発生が懸念されます。

特に転倒災害が多発するため冬は労働災害が最も多く発生する季節といわれています。

◆事業場で取り組む転倒災害対策

まずは、職場巡視等を行って、事業所内の危険箇所を把握・特定しましょう。凍結で転倒転落が起こりやすいのは、駐車場、屋外通路、建物出入口です。

このような箇所には、表示などを行って危険を「見える化」とするとともに、たとえば雪や水分を拭き取るためのマットを設置するなど対策を講じます。

必要な用具は早めに確保しておくとともに、屋外で作業等を行う場合の墜落・転落、転倒等の危険性も事前に特定しておきましょう。

◆従業員の安全意識も大切

冬の転倒災害は、従業員の意識によっても回避することができます。水濡れをそのままにしておくことが凍結ひいては転倒事故につながりますので4S（整理・整頓・清掃・清潔）を徹底し、水濡れはすぐに拭くように意識づけしておきましょう。

また、滑りにくい靴を履く、時間に余裕を持った行動を心がけ小さな歩幅でゆっくりと歩く、転倒時の怪我を軽減するために両手をあけておくなど、「冬の歩き方」について注意喚起するのも有効です。



新型コロナの影響による休業で報酬が急減した場合の健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額に関する特例措置

◆特例措置の内容

新型コロナの影響により事業所が休業し、従業員の報酬が著しく下がった場合に、健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額の等級を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、翌月から改定可能とする特例措置が講じられていました。

◆令和4年12月で特例措置が終了

この特例措置が令和4年12月で終了する通達が出されました。終了後の標準報酬月額の改定および決定については、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日付け厚生省保険局長通知）等に基づき取り扱われることとなります。

◆令和4年10～12月の間で特例措置による改定を受ける場合の手続方法

改定を受ける場合は、事業主が、「被保険者報酬月額変更届（特例改定用）」に申立書を添えて、急減月が生じた後、速やかに管轄の年金事務所へ提出します。

受付期間は、令和4年10月または同年11月を急減月とする届出が令和4年10月31日から令和5年1月末まで、令和4年12月を急減月とする届出が令和4年12月26日から令和5年2月末までとされています。なお、本特例措置の届出および申立書の内容が事実であることを確認できる書類については、事業所調査等により後日確認する場合があるので、届出日から2年間は保存を要します。

